# 令和５年度地方税制改正(案)について

総　　務　　省

令和5年度税制改正の大綱(令和4年12月23日閣議決定)のうち、地方税関係の概要は以下のとおり。

## １　車体課税

### ◎　環境性能割の税率区分の見直し

○　新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和５年 12 月末まで据え置く。

○　2035 年電動車 100%（乗用車新車販売）とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を３年間で段階的に引き上げる。

※　令和５年４月～令和５年 12 月末：　現行の税率区分を据置き
　　令和６年１月～令和７年３月末　：　１段階目の引上げ
　　令和７年４月～　　：　２段階目の引上げ
　　} 具体的な税率区分については別紙参照

（注）次の税率区分の見直しは3年後(令和8年度)とする。

### ◎　グリーン化特例

○　電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置（翌年度の種別割▲75%軽減）等について、適用期限を３年延長する。

### ◎　燃費・排ガス不正行為への対応

○　不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合（現行：10%）を 35%に引き上げる。

## ２　納税環境整備

### ◎　固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化

○　固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権について、家屋の評価に必要な図面等を、納税義務者に加え、当該家屋の施工業者等からも入手することができることを法令上明確化する。

### ◎　ふるさと納税における過去の指定対象期間に係る基準不適合等への対応

○　ふるさと納税の地方公共団体の指定の取消しについて、過去の指定対象期間における基準不適合等の事案に対応できるよう、２年前にまで遡って取消事由とすることを可能とする。

## ３　主な税負担軽減措置

○　中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置を創設（固定資産税）

○　長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設（固定資産税）

○　バス事業者が路線の維持に取り組みつつＥＶバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）

○　先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置について、歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを対象装置に追加した上、２年延長（自動車税環境性能割）

## ４　航空機燃料譲与税

○　航空機燃料税の軽減措置の税率見直し・延長に伴い、航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置について、地方への譲与分が維持されるよう譲与割合を見直した上、５年間延長する。

| | 現行 | 令和５・６年度 | 令和７・８年度 | 令和９年度 |
|---|---|---|---|---|
| 航空機燃料税率 | 13,000 円/kl | 13,000 円/kl | 15,000 円/kl | 18,000 円/kl |
| 譲与割合 | 13 分の４ | 13 分の４ | 15 分の４ | ９分の２ |
| 地方への譲与分 | 4,000 円/kl | | | |

別　紙

# 【自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し】

## 自動車税（自家用乗用車）

〔現行〕（令和３、４年度）

| 税率 | 対象車 |
|---|---|
| 非課税 | 電気自動車、<br>燃料電池自動車、<br>天然ガス自動車、<br>プラグインハイブリッド車 |
| | 2030 年度燃費基準<br>85%達成～ |
| 1% | 75%達成～ |
| 2% | 60%達成～ |
| 3% | 上記以外　又は<br>2020 年度燃費基準未達成 |

〔改正案〕（令和５～７年度）※令和５年 12 月末まで現行区分を据置き

| 税率 | 対象車<br>（令和6年1月～） | 対象車<br>（令和7年4月～） |
|---|---|---|
| 非課税 | 電気自動車、<br>燃料電池自動車、<br>天然ガス自動車、<br>プラグインハイブリッド車 | |
| | 2030 年度燃費基準<br>85%達成～ | 2030 年度燃費基準<br>95%達成～ |
| 1% | 80%達成～ | 85%達成～ |
| 2% | 70%達成～ | 75%達成～ |
| 3% | 上記以外　又は　2020 年度燃費基準未達成 | |

## 軽自動車税（自家用乗用車）

〔現行〕（令和３、４年度）

| 税率 | 対象車 |
|---|---|
| 非課税 | 電気自動車、<br>燃料電池自動車、<br>天然ガス自動車 |
| | 2030 年度燃費基準<br>75%達成～ |
| 1% | 60%達成～ |
| 2% | 上記以外　又は<br>2020 年度燃費基準未達成 |

〔改正案〕（令和５～７年度）※令和５年 12 月末まで現行区分を据置き

| 税率 | 対象車<br>（令和6年1月～） | 対象車<br>（令和7年4月～） |
|---|---|---|
| 非課税 | 電気自動車、<br>燃料電池自動車、<br>天然ガス自動車 | |
| | 2030 年度燃費基準<br>80%達成～ | 2030 年度燃費基準<br>80%達成～ |
| 1% | 70%達成～ | 75%達成～ |
| 2% | 上記以外　又は　2020 年度燃費基準未達成 | |

注１　現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。
　２　クリーンディーゼル車に対する令和４年度における経過措置（2030 年度燃費基準 60%達成～：非課税）を令和５年 12 月末まで延長。

※　営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。
※　バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。